



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 佐田建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 荒木 徹  
(コード番号 1826 東証第1部)  
問合せ先 取締役管理本部長 田島 順一  
(TEL. 027-251-1551)

単元株式数の変更及び株式の併合並びに  
これらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会に株式の併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画を」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、その趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 27 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会において承認可決されることを条件に平成 27 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準 (5 万円以上 50 万円未満) とすることを目的として、株式の併合 (5 株を 1 株に併合) を実施いたします。なお、発行可能株式総数について、株式の併合の割合に応じて、現行の 2 億 5 千万株から 5 千万株に変更いたします。

(2) 併合の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| ①併合する株式の種類    | 普通株式   |
| ②併合の割合        | 平成 27 年 10 月 1 日をもって、平成 27 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。 |
| ③併合後の発行可能株式総数 | 5 千万株 (併合前:2 億 5 千万株)  |

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）による改正後の会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成 27 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 27 年 3 月 31 日現在）	77,606,166 株
株式併合により減少する株式数	62,084,933 株
株式併合後の発行済株式総数	15,521,233 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値であります。

⑤併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 118 名（その所有株式数の合計は 173 株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。

平成 27 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	7,535 名（100.0%）	77,606,166 株（100.0%）
5 株未満（1 株～4 株）	118 名（1.6%）	173 株（0.0%）
5 株以上	7,417 名（98.4%）	77,605,993 株（100.0%）

⑥1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（3）併合の条件

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 27 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることと致します。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の株式の併合に関する議案が平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 27 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

（下線部が変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条（条文省略） （発行可能株式総数）	第 1 条～第 5 条（現行どおり） （発行可能株式総数）
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億 5,000</u> 万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000</u> 万株とする。
第 7 条（条文省略） （単元株式数）	第 7 条（現行どおり） （単元株式数）
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 9 条～第 45 条（条文省略）	第 9 条～第 45 条（現行どおり）

#### 4. 主要日程

平成 27 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 27 年 6 月 26 日（予定）	第 66 回定時株主総会
平成 27 年 10 月 1 日（予定）	単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成 27 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるのは平成 27 年 9 月 28 日です。

以 上

#### 添付資料

（ご参考）株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

**Q 1 株式併合とはどのようなことですか。**

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

**Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

A. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

**Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。**

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にすることを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施いたします。

**Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。**

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成27年9月30日の最終株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,026株	1個	205株	2個	0.2株
例④	500株	なし	100株	1個	なし
例⑤	453株	なし	90株	なし	0.6株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・ 例①、例④に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例②、例③、例⑤に発生する単元未満株式(例②は20株、例③は5株、例⑤は90株)につきましては、ご希望により、単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
- ・ 例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数を処分してお支払する金額は、平成27年11月中旬頃にお送りすることを予定しております。
- ・ 効力発生前のご所有株式数が5株未満(例⑥のような場合)の株主様は株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または、後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。**

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動などの他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の5分の1になりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、1株あたりの株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

**Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

- A. 特段のお手続きの必要はございません。

**Q 7 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。**

- A. ご所有株式数は5分の1となりますが、1株当たりの配当金を5倍にする予定であるため、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。
- ただし、株式併合に伴い端数株式が生じる場合は、当該端数株式に係る配当金は生じません。
- なお、端数株式につきましてはQ 4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払させていただきます。

**Q 8 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

- A. 次のとおり予定しております。
- |                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| 平成 27 年 6 月 26 日 | 定時株主総会開催日                      |
| 平成 27 年 9 月 25 日 | 現在での単元株式数（1,000 株）での売買最終日      |
| 平成 27 年 9 月 28 日 | 当社株式の売買単位が 100 株に変更            |
| 平成 27 年 10 月 1 日 | 単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日 |

※当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）

以 上